

Ⅱ 緑地管理（インフラ改善の指針も含む）

Ⅱ-1 藤巻の森について

【まちづくり構想前篇】 藤巻町の魅力はどこか
 今回の【まちづくり構想】 藤巻町で解消すべき課題 であげられているように
 藤巻の魅力と問題点のほとんどすべては、藤巻の森 に起因している。

1 藤巻の森の悪い現状

① 現在の森の一般的な状況

ばらばらで統一されていない樹林地

荒廃して、のび放題の樹木 蔓性植物に覆われた箇所も多い

全く忘れられた昔の植林

私道の荒廃 多少の雨でも洪水状態

インフラ整備を許されない私道の存在

高速道路跡地の竹林 さらに最西部の植林区域も手入れが行き届かず荒廃中



殆ど手入れされていない森

② 住民不在（住民が立ち退くことを前提にしている）一方的な「東山の森（いのちの森）」計画 本当に実現可能な将来像の欠如 東山再生計画での藤巻町への説明は全くの絵空事であった。

③ 藤巻の森が現在のような姿になった理由は下記 *添付資料（藤巻町の今迄の歴史）参照 余りにも長期にわたる長期未整備都市計画公園緑地期間

（その間の不在地主の無管理状態 開発会社の倒産による私道の出現）

高速道路問題（退去とその跡地） 先行取得地の無管理状態

長期にわたる小規模開発の繰り返し（森全体のなかで統一した“まち”の姿、未来像なし）

長期にわたる風致地区規制・公園区域規制下での「人間の手が入らない緑が良い」の意識

樹木は自然状態であるべき、樹木に手を加えるのは悪 との考え方

市や他者所有への森に対する不干渉（他者の森の伐採は地主に要求する以外考えられない）

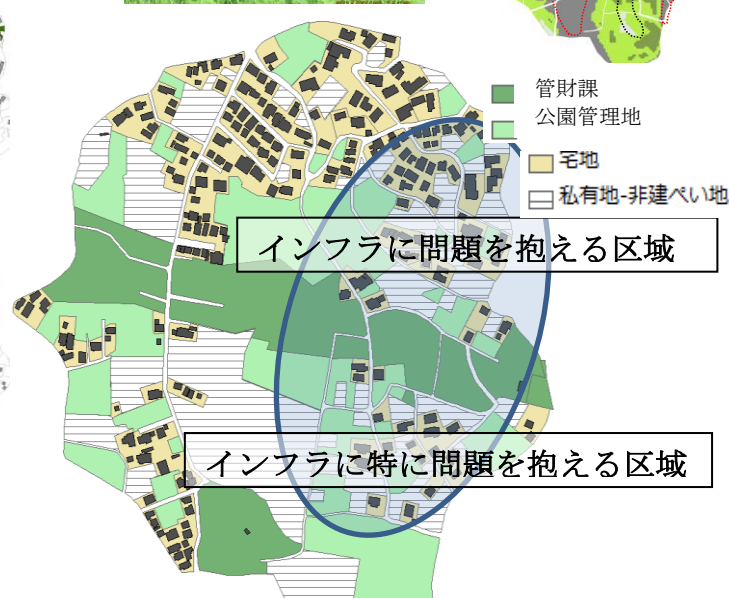
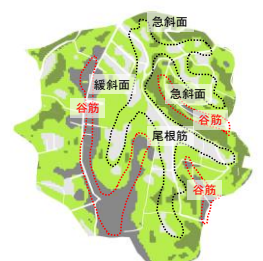
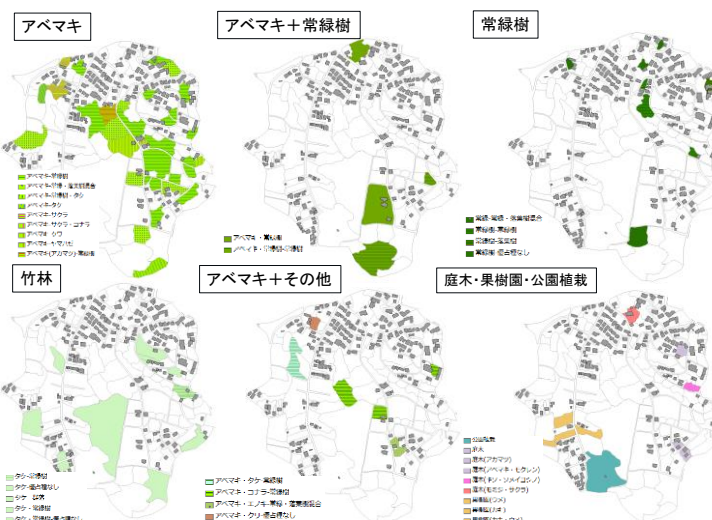
④ その結果として現在植生 *高取研究室植生調査報告（現状分析と将来像の提案）参照 アカマツの禿山→コナラ・アベマキ中心→常緑樹と遷移中（現在コナラ・アベマキ古木が多い） 昔の植林の名残 退去した家の庭木 著しいインフラ不備区域の存在等の問題もある。

⑤ それらを放置する行政・努力の甲斐もなく放置せざるを得ない住民（まちづくり構想・前編） ただし、インフラに関しては、インフラ整備に成功したエリアも存在する。

さまざまな活動によって、市に働きかけ、不在地主の了解をとりつける努力を重ねて、インフラ整備に成功した区域も存在している。

一方で、いかにしても成功しないエリアも存在する

高木層別の分布



2 森・樹林の管理について考えるべきこと

① 森・樹林の管理を考えるにあたっての本来あるべき流れ

- i. 地域の価値向上・一般市民の評価につながる長期的な森とまちのあり方(将来像の提示)
- ii. そのために必要な管理作業量の算出
- iii. そのための制度(地区計画や緑地に関する制度)の活用と管理の体制作り
- iv. 短期的な課題(宅地、道路隣接部の倒木や草地管理やインフラ)とその対応策

本来 i ii iii iv の順序に検討を進めていくべきであるが、藤巻町の現状はivの短期的な課題の解決におわれているのが実情で、ivを中心に組みながら、その間に i ii iii を検討しているのが現状である。直面する短期的な課題の処理を急がないことには、長期にわたる「住民と自然が共生する“まち”」「現実の生活」そのものが立ち行かないと認識している。

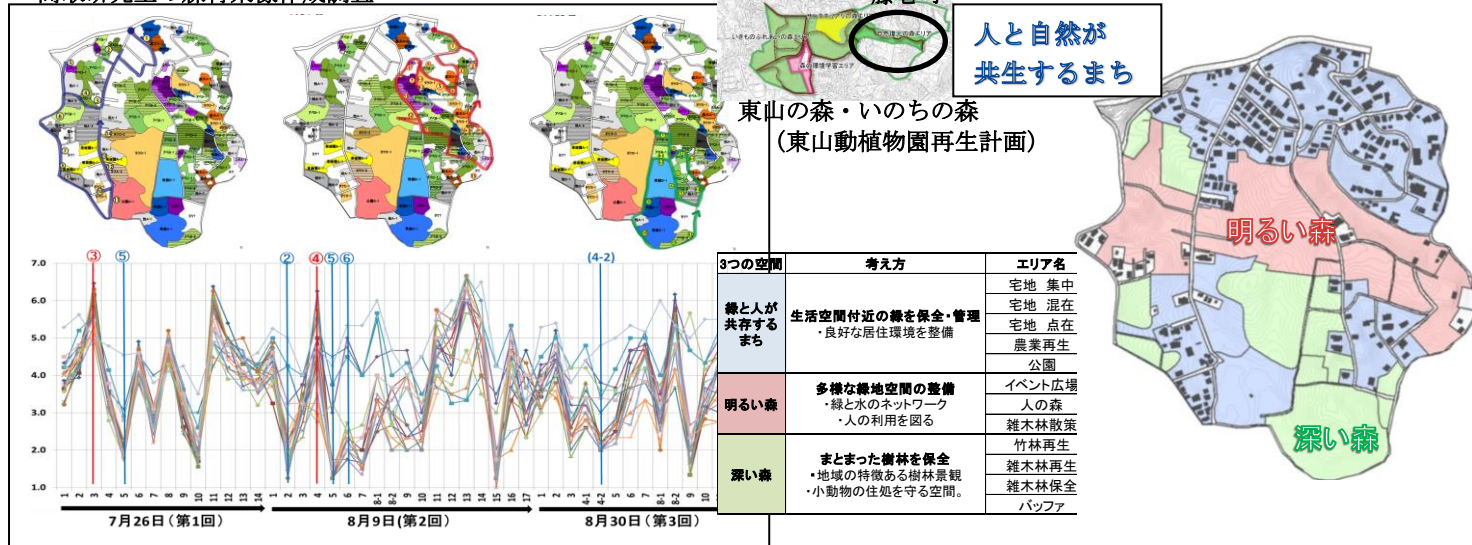
とはいえ、藤巻の森（あらためて考えれば「東山の森」全体でも）の将来構想は明確ではない。

東山の森構想としての「いのちの森」はその言葉があるのみで実態は全くない。

今回、高取研究室に、藤巻町住民と一緒に「森歩き、まち歩き」をしていただき、藤巻の森の植生調査・さらには「なごやの森づくりガイドライン（名古屋市）」を参考に、東山の森のなかでも特異な存在である「住民と森が共生する区域」としての「藤巻の森」の将来像を提案いただいた。

これは行政や地域・市民の合意は得られていないが、今後合意を得る努力をしていく予定である。このような「藤巻の森」の将来像を目指すという、長期的な緑地管理の目標は十分認識した上で「緑地管理」の方式を考えていくのは大前提である。【高取研究室 藤巻町まちづくり構想(緑地管理)】

高取研究室の森将来像作成調査



② 今回の「まちづくり構想」のなかでの緑地管理の取り扱い方

①で述べた本来の緑地管理のあるべき姿の認識は当然もつものの、長期末整備公園区域内の“まち”であり、住民が生活設計をたてるのが難しい藤巻町では、確定的な「長期的な森とまちのあり方」を検討することが極めて困難な状況である。

それを打破するための第1歩が今回の「まちづくり構想」であって、今回の「まちづくり構想」によって、今後、藤巻町が、「将来の森とまちのあり方」を本格的に検討できる“まち”になる段階である。

従って①の本来の姿とは、少し異なる形で「緑地管理」の仕組みを作り上げていく構想とする。藤巻町の「緑地管理」方式の最終的な姿は、平成30年に予定されている「整備プログラムの見直し（第2次整備プログラムの策定）」の作業と並行して、行政と意見交換しながら進めていくことにしたい。

今回の「まちづくり構想」の中では、住民がからんだ「“藤巻の森”に関する活動」の状況と全国各地の例を参考に「これからの緑地管理」に織り込むべきと考えた下記の検討結果と最終決着までの今後の予定を掲げることまでとする。

③ 住民を中心とした、または深くかかわった事例

そうした管理の全体像を示す前に、現在の藤巻町での住民が中心となって活動している事例をみてもみる。 下図 なお長は長期将来像を目指すための活動 短は短期的な生活課題解消の活動

ア 藤巻班の活動 特に初期

現在も続く「明るい森」への挑戦

長 短

イ 2組～3組の間（藤巻町西南部）竹林の整備

短

ウ 9組の先行取得地の伐採・落下枝・下草刈

長 短

エ 1～2組の間の竹林

オ あらいけ広場 カ 藤巻坂並木（愛護会）

短

キ 空地・空家の見守り活動 不在地主への呼びかけ

短

ク 自治会長による東山公園・名東土木への指摘

一部の樹木等伐採

短

ケ 特に14・15組の私道・公園管理道付近の森清掃・伐採

短

コ 特に13組・14組・15組の私道の路の手直し

短

サ あいち森と緑づくり税を活用した里山健全化事業

長

短

下図サ+町内全般

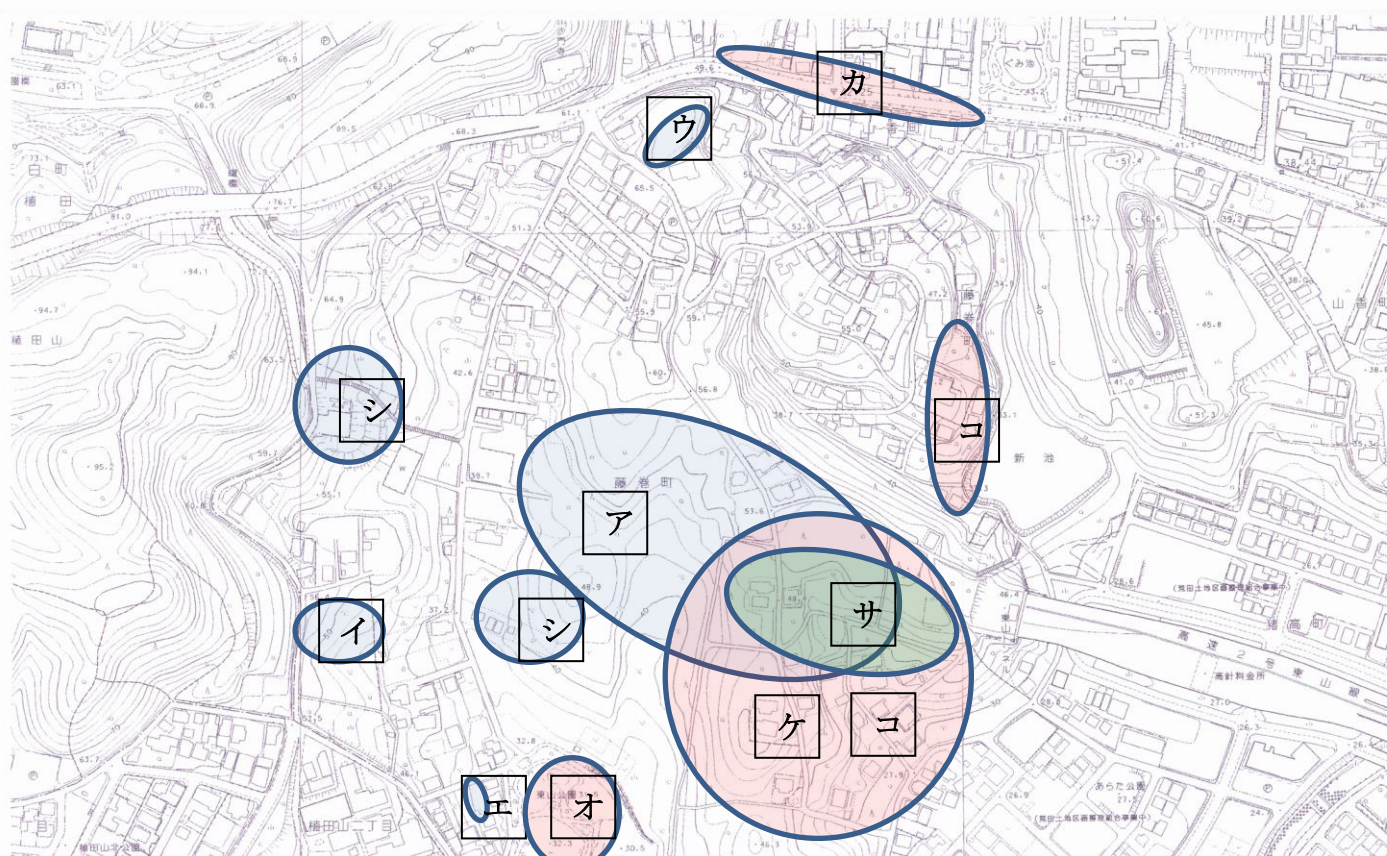
シ 一方 住民と無関係

ボーイスカウト

東山森づくりの会の植林等

気分的には住民からの反発はある

キ、クは 町内全般
【付録資料 喫緊の課題の
処理と今後の対策】参照



④ これらの活動に名古屋市の既存の制度をいかに活用できるか 適用するには問題が多い。

●市や区が最近積極的になった空地・空家問題は進み始めた。

ここからわかるように、最も効果的なことは、行政と住民組織（自治会等）が連絡を密にとって連携して関係者に話しかけていくことである。

藤巻の森・緑地管理にとっては、連絡を有効にとるための組織が何よりも求められる。

●将来像実現と現実の住環境の維持・改善を同時に図る必要がある藤巻町のような“まち”に適する仕組みがない（住民が必要とする事態を直接行政と話し合う仕組みの欠如）

●他人（公も含め）の土地に入って活動することが制度上できない点の解消が必要

（現在 東山の森づくりの会 の活動の形をとっているが、目的・対象の違いがあり問題を残す）

i（暮らしの森との違いが大きく）森のパートナーシップ制度 1公園・1団体の問題を解消しないと、藤巻の森の特異性に対応できない

ii 愛護会の拡大の困難 公園になっていない空地への適用制度がない点

藤巻町の現状に適した制度ではない。

●藤巻の森においては、住民全体が「森づくり」の活動家（又は資金その他の支援を行う協力者）である。現在の制度で、自治会自身が、緑のパートナーシップ団体となることができる仕組みが必要である。（藤巻町は町内住民全体が緑地保全のパートナーとなるべきと考えている）

i 既存の制度はそのようなことを想定していないように思われる。自治会自体を活動団体として認識する制度が望まれる。

ii 藤巻の森を総合的に管轄する部門の明確化が必要。

東山公園 名東土木 区役所のどこを主管とするのか。もし全部門が各々管轄を持っているならそれぞれの役割を明確に示すことが必要である。

⑤ 今後の緑地管理のモデルとしたい事例 今後とも以下のような活動が出来る組織が望まれる。

●あいち森と緑づくり税を活用した里山健全化事業 平成26年12月～27年2月 藤巻町

【今後のモデルとなる存在】そのような既存の制度とは違った形で話し合って行った事業

長期課題（将来像）と 短期課題 を同時にかかわった事業でもあった。

【活動概要】

i 東山公園より藤巻町を対象に、この事業（約500万円の予算）を行うという連絡があった。

ii その時点では、高取研究室は藤巻町と協働して植生調査をほぼ完了、「なごやの森づくりガイドライン」を参考にして藤巻の森の将来像作成にとりかかっていた。

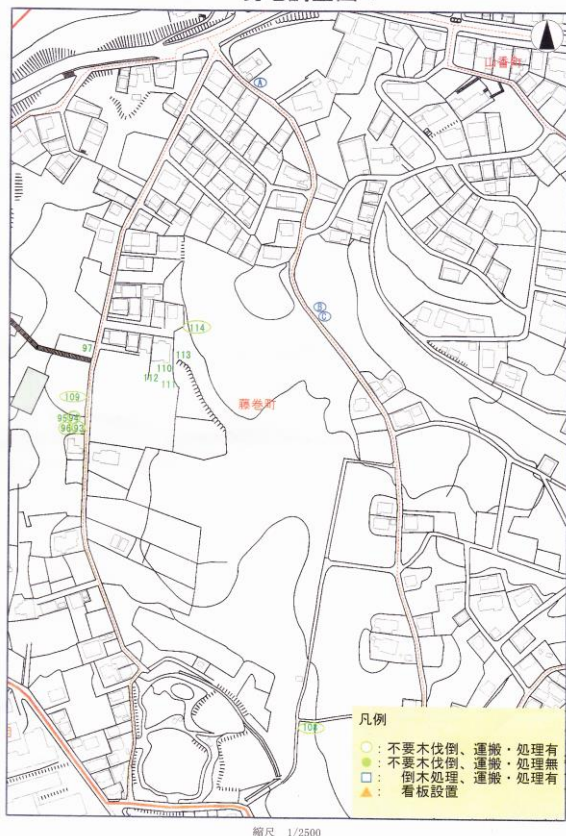
iii 東山公園（スタッフ＋直営班責任者）・伐採業者・藤巻町・高取研究室 皆が一同に会して話し合いを行い、高速道路東山トンネル上部の森の一面を「明るい森」にするための伐採を中核とした事業とすることに決定した。

iv 同時に、民家、通行者、散策者に危険とされいながら伐採できなかった管財課、公園の管理下にある樹木の伐採も行う方針で、自治会長・管財課・東山公園が藤巻町内の樹木を確認し、伐採すべき樹木を選定した。

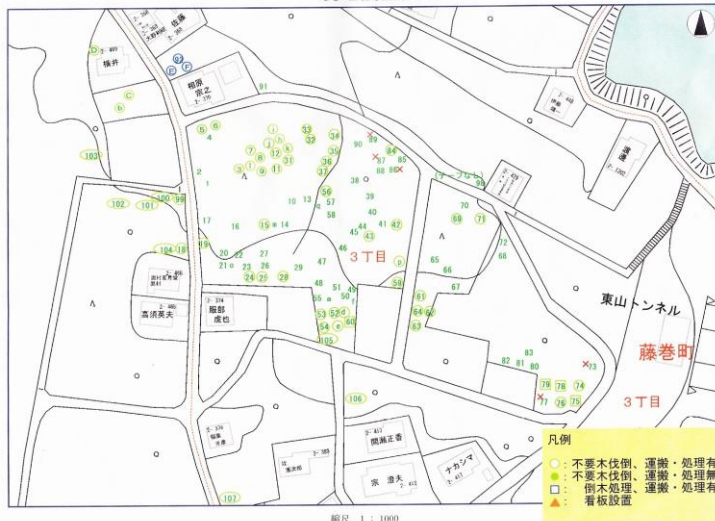
v 自治会長以下藤巻町の関係者、東山公園（スタッフ＋直営班責任者）伐採業者によって現場立会を行い、伐採すべき樹木に印づけ 樹木の太さの測定を行った



現地調査図 1



現地調査図 2



- vi 伐採業者では、直営班で伐採することが困難な太い樹木 80 本ほど、残りの直営班で伐採できる樹木は直営班がその後伐採する。さらに細い樹木は住民・藤巻班でも伐採するよう仕分けした。伐採業者により伐採した樹木は原則として持ち帰る。直営班や住民処理のものについては一部住民が片付けること 片づけた一部は町内の行事に利用することとした。
- vii その後、打ち合わせに基づき伐採および後処理が行われ、「明るい森」が出現した。
- viii 出現した「明るい森」には、さらに学生ボランティアも加わって、散策路もできあがった。
- ix その後 1 年間この「明るい森」は住民によって、その状態を維持する努力が続いている



⑥ 藤巻町内外・少なくとも藤巻町全住民・近隣地域の理解を深めるための活動

将来像の確立のためには町内住民は当然、さらに藤巻町外の一般市民に藤巻の森の魅力を理解してもらい、緑地管理の活動に理解・協力をしてもらうことが大事である。

住民をはじめ、行政・一般市民に「藤巻の緑地管理」について理解をしてもらうためには、「藤巻の森」の将来像を明確にし、その時点での住民の役割を理解してもらうことが大前提である。

そのためには、住民および少なくとも地元の西山学区（特に藤巻近隣の町）に藤巻の森の意味を理解してもらい、一緒に森に親しんでももらうことが大前提である。

森をよりよく維持・管理する基礎には、藤巻町の良きコミュニティの存在が何よりも必要である。藤巻町では古くからの白龍神社の「おまつり」や最近では「さくらまつり」を開催している。

これらのイベントには森に親しむ行事を同時に行い、近隣住民にも呼びかけて、今後とも積極的に森の魅力をわかってもらえるような行事を取り入れるように努める必要がある。

⑦ 喫緊の課題として行うべき境界の樹林の状態と対応策の1案（一つの考察）

現在、住民が直面している緊急に解決しなければならない課題は

- i 住宅周辺の樹林（公有地・不在地主の土地）の荒廃。
- ii インフラ不備のエリアの最低限のインフラ整備である。

藤巻町としては、当面この2点を最優先に取り組むべきであり、緑地管理の仕組みも、先ずはそれに対応するものでなければならない。

後述するようにインフラ整備については私道問題の処理が最大の問題であり、当面「整備プログラムの見直し」での私道についての取り扱いと並行して考えていくことになる。

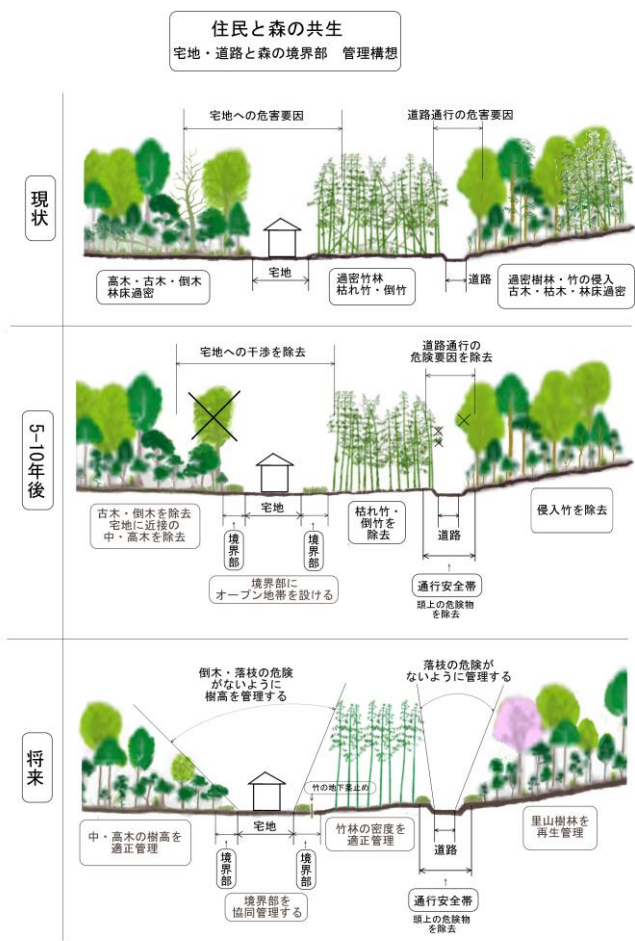
住宅周辺の樹林については、とりあえずこの「まちづくり構想」でルールを確立し、住民、不在地主（市も含む）に呼びかけて関係者がそれに従うことによる解決を提案したい。

ルールの1例を下記に記載する。（このルールは1例であり、これから成案を作り上げていく）

住民が最も必要とする住民に関係深い境界緑地管理の方法

「住宅と森」「道路と森」の境界部の整備を右図のようにすることを提案する。

- i “普通のまち”では境界部の道路によって住宅地と緑地が隔てられている。
 - ii 藤巻町では「緑地」の中に「住宅地」が混在しているため、「管理不良の緑地」による「生活環境の被害」が常態化。
 - iii 境界部の「緑地の植生の適正化」と「住民と地権者の合意による緑地管理」の仕組みが必要
 - iv 右図のような容易に管理を行えるような植生と緑地管理を行うような組織を当面つくりあげ、将来の中間組織へつなげていくべきである。
 - v まず、自治会と名古屋市関係部署との間で早期に発足し、次第に不在地主も参加してもらうようにする。
 - vi 住民の財政負担等、今後の仕組みは整備プログラム見直しの進捗状況を確認し、将来状況をみながら整理する。
- 【実際には多くの住民が既にこのような活動を行っている。それを組織化する】ことから開始する】



⑧ 緑地管理費用の住民負担について 財政問題

藤巻町の緑地管理には、相応の費用が必要である。

住民自身が所有し、使用している土地上の緑地管理のために住民自身が費用負担することに疑問はないと思われる。

一方で市有地、私有地の緑地管理に必要な費用については住民とは無関係であるから負担はありえないと考えることは自然である。

「整備プログラムの見直し」後の藤巻町のあり方については、不明確な点も多いが、住宅地に近接した市有地の多くは、最終的に公園緑地として市民の財産となっていくものと思われる。

その場合、藤巻町の「まちづくり構想」では、この公園緑地の緑の多くと共生して生活していく「住民と自然が共生する“まちづくり”」をコンセプトとしている。

そのことは、近隣の公園緑地も私達の生活圏の一部として取り込むことを暗黙の了解としていることである。

また、最終的には変わっていくものと思われるが、都市計画公園区域ということによる税制の優遇もされている現状は、「整備プログラムの見直し」等で変更されることがあったとしても、猶予緩衝期間がおかれるはずである。そうした観点から少なくとも当面、藤巻町が本当に「普通の“まち”」になるまでの間、「普通の“まち”」にするために必要な

i 藤巻町住民の支障を解除する事項

ii 藤巻町住宅の価値を高める事項 に関してのある程度の自己負担は許容する必要もあるのではないかと考えられる。

なお、今迄の自治会費の積立金・余剰金の適切な利用も考えていく必要がある。

後述するように緑地管理方式は「緑の審議会公園緑地のあり方専門部会」の議論の状況を確認し、また「整備プログラムの見直し」の最終的な決着の見通しがつくまで、確定することは難しいと思われる。費用の住民負担については、その時点までに、高取研究室的協力も得て、様々なデータを調査の上必要費用等の算定を行いつつ慎重に検討・議論していく必要がある。

別紙に現在まで行われてきた検討例を添付する。

3 緑地管理の体制

① 藤巻町の緑地管理の特徴のまとめ

●藤巻町の大半のエリアでは藤巻町の樹林を対象とした緑地管理の最重要項目は、樹林による日常生活への悪環境を抑止することである。

●日常生活とは関係ない公有地の「暮らしの森」エリアを中心として活動し、里山復活・生物多様性の追求等を目的とする「なごや東山の森づくりの会」の活動とは本質的に異なったものである。

●快適な生活保全のためには、里山保全や景観維持は大切であり、日常生活と密着する樹林も、いろいろなバランスを考えて管理する必要がある。

●長期未整備公園緑地の藤巻では、例えいろいろな計画の見直し・変更があったとしても、長い期間、日常生活と樹林との共生を図る生活が続く。そのためには、住民・不在地主さらには行政が常に協議しながら、最適な緑地管理を行っていかねばならない。

行政にとって最高の緑のパートナーは住民でなければならないのは当然である。

●そのためには行政・地域を糾合した中間組織が必要となる。

本来は地域（自治会・町内会）に根差した組織が公有地も委託を受けて緑地管理をすることが最良とも思われる。まず その1歩としての、関係者間の話し合いを定期的にできる協議体を中間組織としてつくりあげ様子をみるところから始めたい。

②藤巻町の緑地管理組織のあり方

●既に述べたように、藤巻町の全域において住民は公有地（1部不在地主の土地）の樹林・道路端の草地・不良道路の手直しを率先して行っている。

それを行政等の公認のものとし、協働関係を作る事から始める必要がある。

「整備プログラムの見直し」議論のなかで、住民の活動を位置づけするよう行政に働きかけたい。

●行政の主管部門の明確化も必要である。

●「住民と自然が共生する“まち”」の「森づくり」はそこに住む住民、具体的には「町内会」が中心となって、市当局も含む地主に呼びかけて行ふべきとの理念のもとで活動したい。

藤巻町が希望する住民が緑地管理に取り組むための道筋

「藤巻の森」の性格を行政と話し合うことから始めることが必要となる。

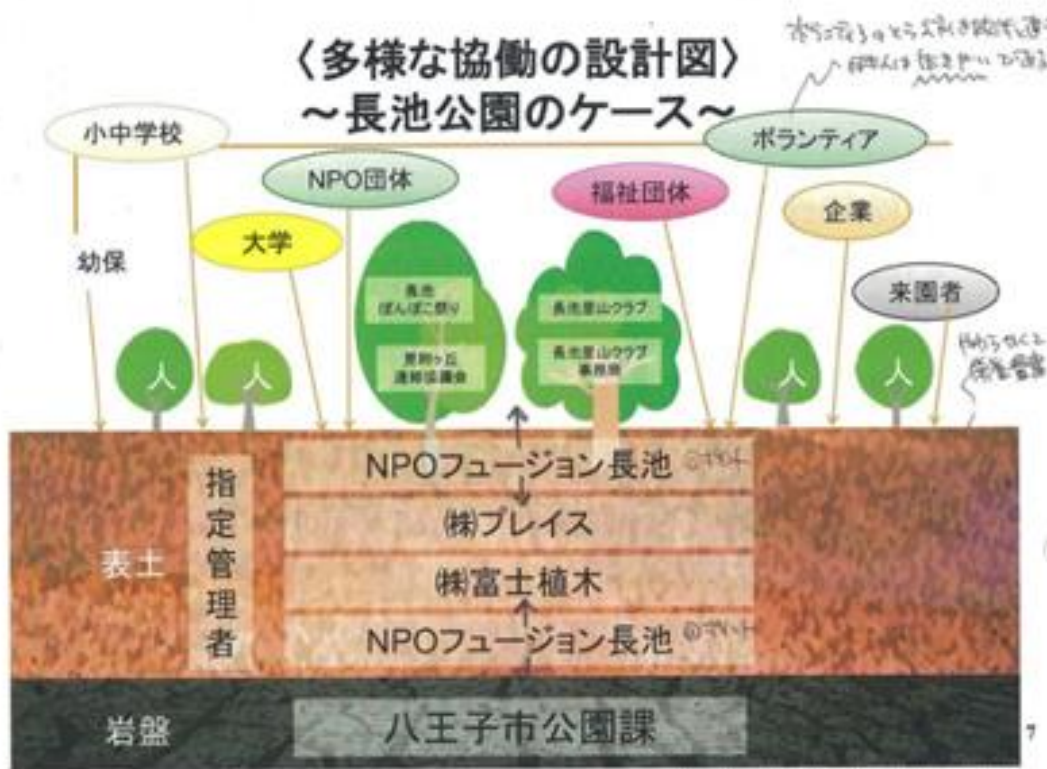
その上で自治会主導の「藤巻の森」愛護会設立 これは、勤労奉仕的なものというより

- ① 必要な資金を集める仕組みを考えて資金集め。
- ② 住民の勤労奉仕も必要だが、主力は資金を使った専門業者等への委託
- ③ 適切な行政の管理部門のもと「愛護会」「緑のパートナーシップ」に認定してもらう
- ④ 「中間組織」を作って必要な管理を行政と定期的に相談する
- ⑤ その中間組織から不在地主（私道地主も含む）に働きかける
- ⑥ 全住民、できれば近隣の“まち”の住民に「藤巻の森」に親しんでもらうような取り組みから始める。

③考えられる（参考にするべき）組織の姿（中間組織の最終的に到達すべき手本となる実例）

i フュージョン長池

規模や状況も異なるが、その理念は私達にとっても理想的なものである。



ii 長久手 ほとぎの里

藤巻町の近くにある里山保全活動であり参考にしやすい組織である。

長久手みなみ里山クラブ(一般社団法人)平成26年末設立

区画整理事業を機に組合メンバーを中心に、事業区域に残された里山緑地の保全活動、木タル育成活動、住民交流活動を行っている。緑地の管理を長久手市より委託を受けて実施している。



20

④ 藤巻町の緑地管理組織の考え方（案）新たな『緑地管理組織』の設立

緑地管理組織（「中間組織」）

藤巻町の「緑」は、公有地の緑地、私有地の緑地および住宅地内の樹木の3者が総合して成り立っている。

緑地の管理責任は基本的にはそれぞれの土地所有者にあるが、現状では「管理」の取組みが所有区分ごとにバラバラに行われているために、住民生活にとって、様々な問題が存在している。

今後長い年月にわたって3者が共生するためには、土地所有区分を超えた全体的な緑地管理の観点を導入する必要があると考える。

そのためには、行政や民有地所有者及び住民が協力して藤巻町の緑地を一体的にかつ効率的に維持管理することによって、この地域の緑地環境を維持改善するための、管理機構の創設を提案する。

この管理機構は行政の直轄下部組織ではなく、また私的組織でもない中間的立場で活動する組織とする。

- ・権利者による協定書、または協同組合等の設立など
- ・官民協働の緑地管理計画

官民一体となった管理

- ・ 公有地の緑地(管理対象範囲の部分)
- ・ 私有地の緑地(管理対象範囲の部分)
- ・ 住宅地の樹木(管理対象範囲の部分)

委託

名古屋市

民有地地權者

住民自治会

藤巻では樹林管理と住環境（インフラ）とは表裏一体の関係にある。この組織ではインフラ整備についても取り扱うことを提言する

当面の立ち上がり方

上記の『緑地管理組織』を発足するまでには、「長期未整備公園緑地の都市計画見直しの方針及び整備プログラム」の見直しの動向および、組織設立に必要な人材そのた財政基盤の見通しなど様々な要件が整う必要がある。またそのための準備期間も相当のものとなるであろう。

その間にも緑地と共生して安全・安心の住民生活を営むためには、身近かな範囲で小規模な管理から円滑な管理を推進する必要があるので、当面は住民、行政、民有地地権者の間で「緑化協定(仮称)」(前述建築協定の項で多少述べた)のような合意を締結して、実現可能な場所から順次に協働管理をスタートさせたい。

『緑化協定(仮称)』の締結

行政(名古屋市)

民有地地権者

住民(自治会)

『緑化協定』のメンバーは行政と住民でまず活動を立ち上げる。
目に見える実績を示して、逐次民有地地権者の参加を拡充して行く。

Ⅱ-2 インフラ改善の道筋について

インフラ(特に樹林地エリア)の整備問題の現状と対応については【付録資料 喫緊の課題の処理と今後の対策】を参照願います。

私道問題の解決の見込が、「整備プログラムの見直し」で見えるかどうかによって、見通し、手段は大きく変化するので、基本的には平成30年の「整備プログラムの見直し」の進捗状況に応じて策を考えていくものとする。

基本的には、インフラ整備の問題は 前述Ⅱ-1 藤巻の森について でとりあげた緑地管理と表裏一体のものと考えられ、藤巻の森の管理をしていくなかで、森のなか、あるいは極めて近隣の住宅のインフラ整備をどのように図っていくかが主題となる。

従って当面は、前述の緑地管理の組織を作り上げるなかで、インフラ整備についても関係者と話し合っていくことにし、最終的には緑地管理組織で取り扱う問題とすることを目標とする。

Ⅱ-3 住民憲章・建築協定・中間組織の立ち上げのための準備体制

【提案】

平成28年度は「まちづくり検討チーム」は発展的に解散して、自治会の特定課題検討チーム「(仮)建築協定締結・緑地管理中間組織設立準備検討チーム」を組織して検討することにした。